

株式会社田中興発

認定番号：20024

新規認定日：令和2年6月3日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**16項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けの研修制度がある ・資格取得奨励金制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記のうち、資格取得奨励金制度の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある
-------------------	--

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・一定時刻以降の全社一斉消灯を実施している
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の計画的付与制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の休暇取得状況を把握している
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルの整備

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
介護と仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
--------------	-----------------------------

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修その他の人材育成制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ ・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

〈ひとことコメント〉

弊社は創業45周年を迎え、「地域共生企業」として、地域の皆様が、日々、安心安全に生活できるようにとの強い思いで企業活動に取り組んで参りました。昨今、私ども建設業界を取り巻く労働環境は年々厳しさを増しておりますが、創業以来、社内において培って参りました歴史と伝統を継承しながら、新技術の導入や、創意工夫を持って取り組み、社員一人一人が、やりがいを持って安心して働くことができる労働環境の整備を行い、地域社会に貢献できる企業となるよう邁進して参りたいと思います。



▲社内忘年会にて